

要望書（回答）

1. 地場産業の振興と地域雇用対策の推進

(1) 地場産業の振興の推進

苫小牧市の顔である苫小牧駅前周辺の活性化に向けて、引き続き、中心商店街及び近隣商店街の振興と空き店舗対策を推進すること。また、苫小牧駅前バスターミナル乗車券発売窓口の移転に伴う待合及びトイレ施設の閉鎖などの不便さから、バス利用者の利便性を低下させないような環境整備等を継続実施すること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

市営バスターミナル廃止後におけるバス待合やトイレ利用については、駅前広場 1 番乗り場に隣接する「ふれんどビル」1 階のトイレや「ココトマ」でのバス待ち合い利用が可能となっています。

また、バス乗り場は駅前広場内に分散配置されていることから、乗り場案内の増設を行っているほか、乗り場の路面修繕など、利便性向上に向けた対策を実施しています。

今後もバス事業者と連携しながら、利用者の環境改善に向けた取組を進めていきます。

（産業経済部商業振興課 担当）

中心商店街及び近隣商店街の振興策といたしましては、市内の商店会が実施する環境整備事業や各種イベント等への助成並びに CAP エリア内及びその近隣地域にて実施する商業等の活性化目的の事業に対して助成を行い、商店街の活性化を図っております。

空き店舗対策といたしましては、中心商店街の空き店舗を活用して新規出店する事業者に対して、店舗賃借料または移転改装費の支援を引き続き行っているほか、今年度より中心商店街の空き店舗調査業務を実施し、結果を市の HP に掲載することで情報発信を行い、空き店舗活用の推進を図っております。併せて、今年度より市内全域の商店街にある空き店舗を活用して新規出店する事業者に対して、店舗賃借料の支援を行っており、近隣商店街に対しても空き店舗活用の推進を図っております。

また、商店街の美観向上等を目的に店舗改装費補助事業を実施し、魅力ある個店の増加による、商店街活性化にも継続して取り組んでいるところでございます。

今後も商店会等と連携を図り、空き店舗解消による商店街の活性化を推進してまいります。

(2) 地域雇用対策の推進と雇用環境の改善

若者が希望する地域や出身地元へのU・I・Jターン就職を積極的に支援するよう、市としても「魅力ある苫小牧のPR」を地域企業と連携して推進し、地域の特性を活かした雇用を創出し、広く周知すること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

今年3月に開設した、市で運営する就職マッチングサイト「とまジョブ」は、求人情報だけでなく、掲載企業や本市の魅力を発信するサイトとなっており、市内外の若者をはじめとした求職者やU・I・Jターン希望者の市内就職を支援しております。

また、東京都と札幌市で市内企業の合同就職説明会を開催し、あわせて出展企業に採用に関する事前研修やコンサルティングをすることで市内企業の魅力周知・認知度向上を支援しております。

また、若者や女性の早期離職防止のため、働きやすい職場づくりを支援する「離職防止等処遇改善事業」では、企業の課題に個別に支援することで職場環境の改善を図り、市内企業の人材確保と魅力向上を目指しております。

引き続き、学生や若者との地元企業の交流を図ると同時に、市内外に向けて本市の魅力を広く周知してまいります。

(3) 改定「北海道最低賃金」の履行確保

年度途中の最低賃金改定（昨年比26円引上げ861円：10月から適用）によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じないように、発注後においても特段の配慮をはかること。また、最低賃金法違反防止に向けて、地域の企業や労働者に対して、最低賃金額と併せ、各種助成金の活用など中小企業支援策を、苫小牧市発行の広報誌を活用して周知徹底に努めること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、最低賃金の履行確保について、広報誌やホームページ、市の発送用封筒を活用し周知、啓発に努めております。また、中小企業の事業場内最低賃金の引き上げを支援する厚生労働省の「業務改善助成金」について、市のホームページや窓口でリーフレット掲示などにより周知に努めております。

（財政部契約課 担当）

最低賃金の履行確保については、契約約款に最低賃金法などの労働関係法令の遵守について明記し、市の姿勢を示しているところでございます。

年度途中の最低賃金改定については、委託先における最低賃金の履行確保に支障がないよう、各担当課（予算課）に周知しておりますとともに、各課から委託先事業者へ改定についての周知を図るよう要請しております。

また、例年10月に行っている本市の次年度予算編成説明会においても、最低賃金の

改定についての周知を行い、予算段階における業務委託の person 費が最低賃金額を下回らないよう、適正な予算額の確保に努めております。

2. 地域中核病院の基盤整備と地域医療の再生

苫小牧市立病院をはじめとする二次救急地域中核病院は、東胆振全域の地域医療を担っていることから、地域の実情に応じた医療が提供できるよう、財政措置等の支援を講じ、医療機能の充実・専門医師の確保・医療機関の負担の平準化などに取り組むこと。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

現在、苫小牧市立病院と王子総合病院の輪番体制による広域救急医療対策事業や苫小牧市立病院の小児救急医療支援事業、一次・二次救急医療の機能分担のための休日当番病院事業に対し、東胆振4町との応分の負担により費用助成を行っているところです。

今後につきましても、北海道医療計画に基づき、北海道や地元医師会等の関係機関と連携を図りながら、医療提供体制の構築に取り組んでまいります。

3. 自立支援や子どもの貧困対策など地域福祉の充実

(1) 自立支援と子どもの貧困対策

生活困窮者をはじめ高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など制度ごとの縦割りの仕組みを、働く者や市民の地域生活の視点から横断的に連携し、総合的に推進させるために実施した苫小牧市の福祉大作戦の成果と課題を検証して、今後の計画策定・改定にあたっては、地域住民、勤労者、関係団体の参加と協働を推進すること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

少子高齢化が急速に進展し、子どもの貧困、ひきこもり、ホームレス、高齢者虐待など新たな福祉課題や生活課題が大きな社会問題となっています。このような中、地域共生社会の構築に向けた苫小牧市地域福祉計画の改定に向け、ふくし大作戦の成果や課題、地域における生活課題について、生活困窮者自立支援制度をはじめとし、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など各種制度を分野横断的に支援できる仕組みを検討しているところです。

また、包括的な支援体制を整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、社会の変化や個人々のニーズの変化、地域の実践等を踏まえ、社会参加と住民主体による協働を推進するための方策について検討してまいります。

(2) 高齢者への生活支援の充実

苫小牧市においても人口減少・高齢化が進展するなか、地域の中で孤立しがちで、かつ経済的な困難を抱える高齢の単身女性が少なくないことから、社会福祉協議会や地域包括支援センター及び男女平等参画推進センターなど地域の関係団体と連携し、具体的な生活支援策を講ずること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

これまでも高齢者に関する地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度など、一人ひとりの抱える様々なニーズに対し、必要な支援を包括的に提供するための施策を推進しております。今後も、社会福祉協議会でひとり暮らしの高齢者等の安否確認を目的とした愛の一声運動や、地域包括支援センターで実施の閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、介護予防等につなげる介護予防把握事業など地域の関係機関と密に連携し、生活支援策を講じて行きます。

4. 市民生活の安全・安心の基盤整備

(1) 平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、常に変化する「災害時の対策マニュアル」を現行化して住民への周知を行うとともに、「顔の見える関係」を構築するなかで災害時の助け合いにつなげること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

災害時における各種マニュアルにつきましては、これまでも様々な事象等を考慮し見直し等を行ってきたところでございます。今後は昨年発生した北海道胆振東部地震の教訓を踏まえた見直しを行うとともに、住民の防災意識向上を目的に実施している出前講座等を通じ周知を図ってまいります。また、災害時における地域での助け合い「共助」については、市としても大変重要なものであると認識していることから、自主防災組織による活動の支援のほか、避難行動要支援者支援制度を推進してまいります。

(2) 昨年の胆振東部地震の際ではSNSによる誤った情報が流れ一部住民に不安を抱えさせ、それ等に対応する対策本部での稼働が輻輳する場面もあった。今後に備えて住民、地域組織、民間企業などと連携し、発災時には特性の違う複数の手段により被害状況の収集・集約・精査するとともに、情報が錯綜しないよう、防災関係機関、報道機関、ライフライン、公共交通機関との情報共有をはかること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

昨年の北海道胆振東部地震における情報収集・発信については、市としましても強化に向けた取組を講じる必要があると認識していることから、今後は防災行政無線の

拡充や災害対策本部における情報収集・発信体制の再整備を行うとともに、町内会や民間企業との連携強化及び地域防災力の向上を図ってまいります。

5. 投票しやすい環境の整備

2016年4月6日成立の改正公職選挙法の趣旨を踏まえ、投票率と利便性の向上のため、期日前・選挙当日ともに、市役所内やコミュニティセンター、ショッピングモールなど市民が投票しやすい施設に共通投票所を設置し、期日前投票時間の弾力的な設定を実施してきた。その結果今春の統一自治体選挙や国政レベルの選挙では、投票率は低いものの投票しやすい環境は徐々に改善されていると考える。今回の結果を更に検証して、18歳以上の若い選挙民や多くの市民が政治に参加しやすい環境整備を推進すること。

【回答】（選挙管理委員会事務局 担当）

若年層の有権者への働き掛けとして、これまでも出前講座を市内の高校や大学、専門学校などで実施してきました。昨年度は、中央高校や高専、苫小牧駒澤大学で開催。今年度は、苫小牧看護専門学校で5月に行ったほか、西高校、中央高校でこれから開催を予定しています。

今後も、出前講座を継続して実施することで、若年層の選挙への関心を高め、さらに投票しやすい環境整備を進めます。

6. 港湾荷役作業に伴う改善策・防災対策について

(1) 除雪についての助成制度の継続・維持と予算の向上を図ること。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

公共岸壁に関する除雪負担金は、港湾業界からの要望もあり、平成22年度から除雪費用の一部を負担する形で実施しております。冬期における作業効率の低下は、港運業界関係者に負担を強いる一つの要因となりますので、継続するよう努めてまいりたいと考えております。

(2) 港湾労働者が安心して働ける環境を整備し、大規模災害発生時における苫小牧港の港湾機能低下を最小限にするため、港湾関係者などと、より一層の連携強化を図ること。また、昨年9月に発生した胆振東部地震による被災状況の現状を経過観察して、国や道に働きかけ必要な安全対策を早期に実施すること。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

現在、港湾地域の安全・防災対策として、防災行政無線を市内全域に設置すること

に合わせ、港湾地域にも作業中の従事者が速やかに避難できるようパトライト付きのスピーカーを設置する検討を進めているほか、苫小牧港管理組合では、昨年9月の胆振東部地震の経験、課題を踏まえ、苫小牧港に関係する行政機関、団体、企業等と連携を図り苫小牧港港湾BCPの見直しを図ってまいります。

苫小牧港の最前線において、港湾荷役作業に従事されております労働者が安心して働ける環境の整備は大変重要であると認識しておりますので、港湾関係者と連携し、御意見を伺いながら、必要な安全・防災対策を講じてまいります。

また、昨年9月に発生した胆振東部地震による被災箇所に対応については、今年度中に全て復旧するよう作業を進めているところでございます。

(3) 港湾関係事業所などの防災対策の強化に向けた助成制度や支援を検討すること。

【回答】(産業経済部港湾・企業振興課 担当)

現在、港湾地域を含めた市内全域に防災行政無線を設置する検討を進めており、この整備は、大規模災害発生時において、港湾労働者や港湾関係事務所が速やかに避難するための一助になると考えております。

また、苫小牧港管理組合では、港湾地域の就労者や利用者の円滑な避難を図ることを目的に、本市や厚真町の防災対策の取組みを踏まえ、整合を図りながら苫小牧港津波避難計画を作成し、港湾地域の企業等に配布しているほか、苫小牧国際コンテナターミナル安全部会が「苫小牧国際コンテナターミナル津波避難計画」を策定し、ターミナル従事者に周知を行っております。

防災対策に係る港湾関係事業所への助成制度等はございませんが、ソフト面、ハード面双方の観点から必要な防災対策を検討し、強化を図ってまいります。

(4) 港湾荷役作業中の現場付近において、釣り人などの一般の立ち入りが容易な状況にあり、交通事故など大変危険な状況であることから、港湾荷役関係者以外の立ち入りを規制するなど更に安全対策を講じること。

【回答】(産業経済部港湾・企業振興課 担当)

苫小牧港は取扱貨物量が多く、港湾関係荷役車両の通行が非常に多いことから釣り人などがふ頭内に進入することは荷役作業の支障となるほか重大な人身事故に繋がるものと認識しております。岸壁を含む各ふ頭は、港湾関係者以外の立ち入りを禁止しており、各ふ頭に立入禁止の看板を設置しているほか、随時港湾管理者がパトロールも実施しております。今後、荷役作業エリアへ進入防止を図るための看板を新たに用意するなど安全対策を講じてまいります。

7. 対外政策について

(1) 米軍再編に伴う戦闘機の千歳基地訓練移転は、爆音・騒音被害、墜落事故に対する不安など、安心・安全に対する多くの市民の願いを踏みにじるものである。

千歳基地での訓練実施の中止を求めること。また、訓練移転にあたっては、市街地上空を飛行させないための防衛局との協定を交わすこと。

【回答】（総合政策部空港政策課 担当）

訓練移転については、日米のロードマップに基づき、全国6基地で沖縄県の負担を分散しており、国民の生命・財産を守る立場から米国政府と協議した上で取り組んでいる根幹の政策と理解しているところです。

また、訓練移転における市街地上空飛行については、「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」に基づく「協議・確認書」の中で、「航空自衛隊においては、平素より飛行場周辺の騒音軽減に配慮し、市街地上空等を極力避けた飛行を行う」としており、米軍機においても航空自衛隊と同様の態様で訓練を行うこととなっております。

(2) 「親善および友好」を口実とした米艦船の苫小牧港への入港は、苫小牧港の軍事的利用を常態化させるものである。「日米地位協定第5条」には、通告だけで自由に入港できるとの定めはないことから、港湾管理者の判断・権限であることを明確にすること。また、「日米地位協定」などを理由に入港許可を求めてきた場合は、核兵器不搭載の証明を文書で求めることを国に強く働きかけること。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

港湾管理者の立場においては、港湾法に基づき入港を求めている船舶について基本的には入港を拒否することはできないものと考えておりますが、今後も米艦船等の寄港要請があった場合には、苫小牧市非核平和都市条例に基づき、核兵器搭載の有無について確認するとともに、市民に対する安全性の確保に努めてまいります。